

陳 情 書

[趣旨]

いま私たち公団住宅居住者は、高齢化と収入低下のなかで家賃負担の重さに悩み、居住にたいしても不安をいただいています。昨年 9 月、神代団地自治会がおこなったアンケート調査によれば、世帯主 75 歳以上が 38%、60 歳以上だと 71%を占めます。年金受給世帯は 64%、給料所得者わずか 8%です。年収は 57%の世帯が 353 万円未満（35%が 242 万円未満）にたいし、家賃は 7 万～9 万円台 67%、10 万円以上が 16%です。年収 250 万円で家賃が 8 万円だと家賃負担率は 38%にもなります。年金だけが頼りの世帯 38%にとって、収入の半分が家賃といえます。たいへん重い 54%、やや重い 36%と、90%が「重い」と訴えています。

都市機構は、市場家賃を原則としながら、機構法上、その公共的使命から第 25 条第 4 項に、「規定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」と規定しています。公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府、機構とも認めながら、この条項は空文化され、まったく実施されていません。この条項の実施を強く求めています。

都市機構は、団地の統廃合、住戸の削減をめざして、2018 年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。私たち居住者は、コミュニティを培い、多くが末永く住み続けたいと願っています。神代団地では 60%が永住を希望しています。団地の再整備計画づくりにあたっては、当初の段階から調布市をふくめ居住者自治会と十分話し合い、三者合意のうえ策定することを望んでいます。

以上の趣旨にご理解たまわり、下記事項について意見書を内閣総理大臣、国土交通大臣ならびに都市再生機構理事長にたいしご提出いただきたくお願いいたします。

[陳情事項]

- 1 都市機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯にたいし、機構法第 25 条第 4 項の「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 都市機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、調布市をふくめ居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。